

(写)

白 未 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 2 4 日

印西市地域公共交通会議会長 様

白井市長 笠井 喜久雄

白井市オンデマンド交通実証運行の貴市乗り入れに係る貴会議への付議について（依頼）

平素より本市交通行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、本市地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの再構築を進めていくこととしておりますが、この一環として、本市コミュニティバスの一部区間を将来的に代替することを考慮したオンデマンド交通（区域運行の乗合交通）の実証運行を予定しております。

つきましては、この実証運行に当たりまして、貴市千葉ニュータウン中央駅を区域運行の営業区域に含め、同駅への乗り入れを行わせていただきたく、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日国自旅第 161 号）別紙 3（2）②の規定に基づき、本件を貴会議の審議事項として取り上げてくださるよう依頼いたします。

なお、実証運行の概要及び乗り入れに関する事項については下記のとおりです。

記

1 実証運行の概要

- （1）事業実施主体 白井市
- （2）運行期間 令和 8 年 9 月 1 日～12 月 28 日
- （3）運行形態
 - ・道路運送法第 21 条第 2 項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送（自治体の要請による実証運行）
 - ・自由経路ミーティングポイント方式（運行ルートを定めず、予約に応じて乗降ポイント間を最短経路で結ぶ方式）による運行

2 乗り入れに関する事項

- （1）乗降場所 千葉ニュータウン中央駅北口ロータリー
- （2）乗り入れの目的 現在千葉ニュータウン中央駅を発着しているコミュニティバスの将来的な一部区間廃止及び経路変更に伴う代替交通として、利用動向の把握及び運営ノウハウの取得を行うため。

3 添付書類

- （1）白井市オンデマンド交通実証運行計画
- （2）道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書（案）

(担当)

白井市政策推進部未来創造戦略室交通政策班 吉川
〒270-1492 千葉県白井市復 1123 番地
電話 047-401-4695（直通）/FAX047-491-3554
E-mail: koutsuuseisaku@city.shiroi.chiba.jp

白井市オンデマンド交通実証運行計画

1 白井市地域公共交通計画におけるオンデマンド交通の位置付け

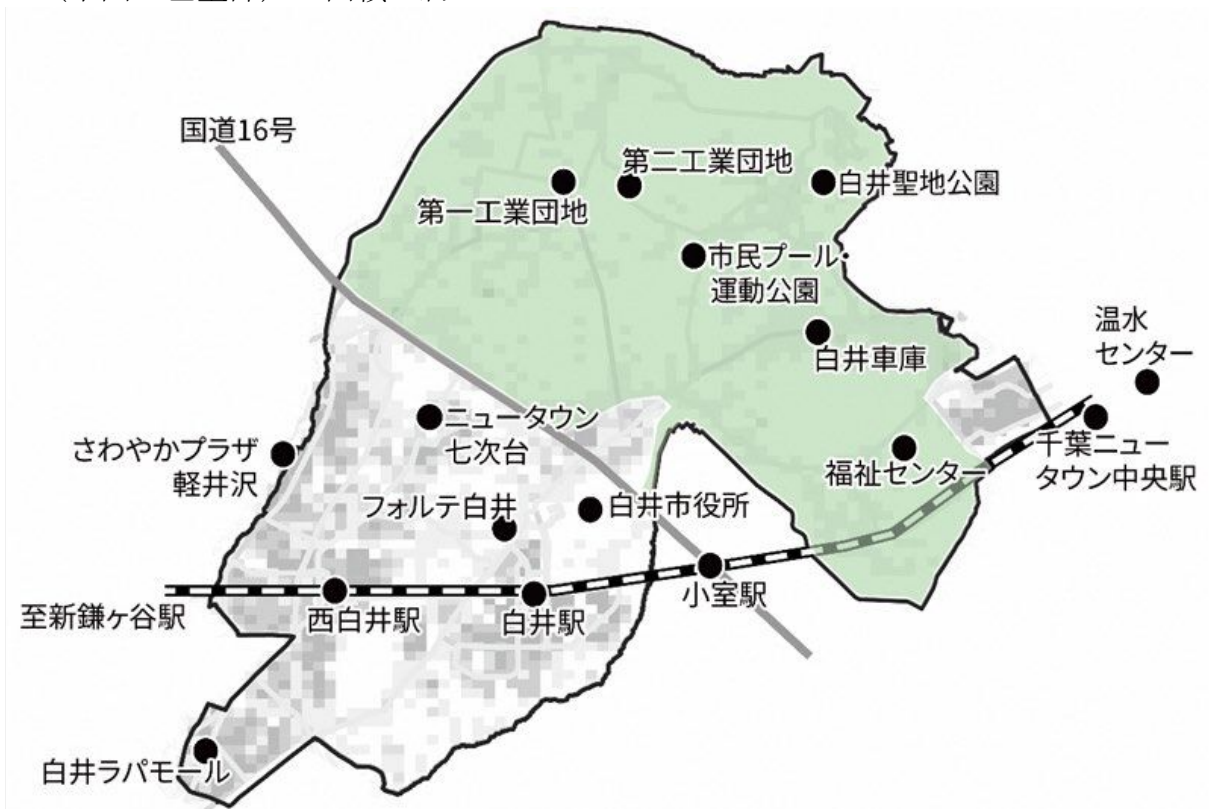
「主に市街化調整区域の公共交通空白地を対象として、自家用車を自由に使用できない高齢者等の日中帯における外出機会を確保する交通手段」

2 実証運行の運行期間及び運行日

令和 8（2026）年 9 月 1 日（金）～12 月 28 日（月）の月曜日～土曜日（祝日を除く）
（運行日数 96 日）

3 運行エリア

白井市内、国道 16 号（同道沿いを含む）の北東側 ※住居・商業系市街化区域を除く
（下図の色塗部） 面積：約 20.6 k m²



4 運行方法

○道路運送法第 21 条第 2 項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送（自治体の要請による実証運行）

○自由経路ミーティングポイント方式（運行ルートを定めず、予約に応じて、乗降ポイント間を最短経路で結ぶ方式）

※自由経路ミーティングポイント方式とする理由

- ・運行エリア内には小規模な集落が散在しており、定路線型では面的なカバーが難しい。

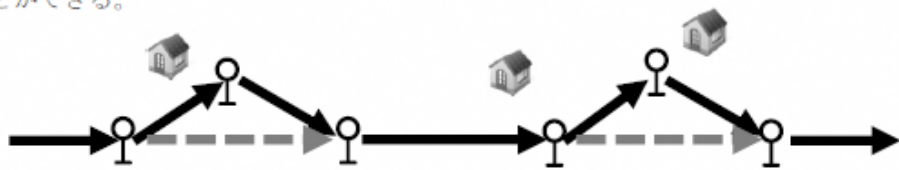
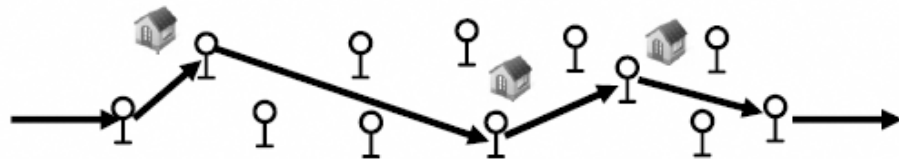
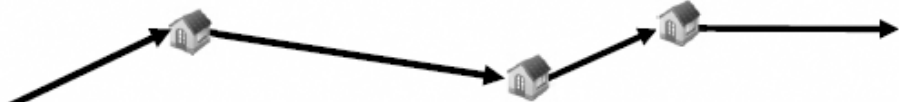
- ・完全なドア to ドア型では、一般タクシーとの差異が小さくなってしまう。

○配車方式は、将来に渡る慢性的な人手不足を考慮し、AI 配車（利用者からの予約に基づき、AI が自動生成し、ドライバー用タブレットに表示される経路を運行）を採用

○運行管理システムの供給事業者：ネクスト・モビリティ株式会社（「のるーと」ブランド）

【参考】運行方式からみたオンデマンド交通の分類パターン

(出典：中部運輸局「オンデマンド型交通の手引き」)

	運行方式の特徴（イメージ）  自宅  バス停等
A 定路線型	路線バスやコミュニティバスのように、所定のバス停等で乗降を行うが、予約があった場合のみ運行し、予約がなければ運行しない方式。“空気バス”の解消を図ることができる。 
B 迂回ルート・エリアデマンド型	定路線型をベースに、予約に応じて所定のバス停等まで迂回させる運行方式。バス停等まで遠い地域に迂回ルートを設定することにより、公共交通空白地域の解消を図ることができる。 
C 自由経路ミューティングポイント型	運行ルートは定めず、予約に応じ所定のバス停等間を最短経路で結ぶ方式。最短経路の選択により所要時間を短縮するとともに、バス停等を多数設置することにより、バス停等までの歩行距離を短縮することができる。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合が多い。 
D 自由経路ドアツードア型	運行ルートやバス停等は設けず、指定エリア内で予約のあったところを巡回するドアツードアのサービスを提供する運行方式。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合もみられる。 

5 乗降ポイント設置の考え方

	種類	地点数
運行エリア内	① 交通空白集落 路線バス・コミュニティバスの現行停留所から半径 300m 以上離れた集落（11 地区）に設置	30
	② コミュニティバス廃止予定区間 コミュニティバス北ルート・東ルートの廃止予定停留所の代替（自由乗降区間を含む）及び停留所間距離の短縮	39
	③ 公共・医療福祉・商業施設等	9
	④ 路線バス終点【白井車庫・工業団地中】 路線バス（京成バス千葉セントラル白井線・下総航空基地線・西白井線）及びコミュニティバス北ルートへの乗継のため設定	3
ア 運行エリア外	⑤ 計画上の交通結節点【市役所・白井駅・西白井駅】	3
	⑥ 計画上のサブ拠点【千葉ニュータウン中央駅・フォルテ白井】 地域公共交通計画上のサブ拠点中、一部廃止となる北ルート・東ルートで直結している 2 箇所（3 地点）に設定	3
	合 計	87

※上下車線にそれぞれ設置する場合は2箇所として計上

※公道上の既存バス停に設定予定の乗降ポイントは、車端部がバス停標柱の10m先（又は手前）になるよう停車位置を設定

6 運行区間

○運行エリア内の乗降ポイント～運行エリア内の乗降ポイント間 → ◎利用可

○運行エリア内の乗降ポイント～運行エリア外の乗降ポイント間 → △一部制限

※民営路線バス及び再編後のコミュニティバスで乗り換えなしに往来できる区間は利用不可

○運行エリア外の乗降ポイント～運行エリア外の乗降ポイント間 → ×利用不可

7 運行時間帯

7:00（出庫）～19:30（着庫）

8 運行事業者・車両

○白井市内タクシー事業者2社（有限会社白井タクシー、エミタスタクシー北総株式会社）に運行委託（普通タクシー車両 各社1台・合計2台）

○一般タクシー車両との混同防止のため、マグネットシート等によりオンデマンド交通実証運行車両であることを表示

9 利用方法

○専用スマホアプリ、市公式LINE、ウェブサイト、電話（コールセンター）から受付

○事前に利用者登録が必要

10 運賃及び割引

発着	基本運賃		割引運賃	
	大人	小児（小中学生）	70歳以上	障がい者・介助者 （介助者は1名まで）
エリア内相互間	300円	150円	基本運賃の50%引き （10円未満切上げ）	
エリア内～エリア外間	500円	250円		

※保護者同伴の未就学児は無料

【参考】近隣市町のオンデマンド交通運賃例

市町名	割引内容
柏市（カシワニクル）	基本運賃：区間により300円又は500円 障がい者（介護者1名含む）及び小学生：100円引き 未就学児：大人1名につき1人まで無料
酒々井町（しすいふれ愛タクシー）	基本運賃：区間により300円又は500円 未就学児（保護者同伴）：無料
富里市（キャロリン号） ※ドア to ドア方式運行を除く	基本運賃：区間により300円又は500円 小学生：100円引き 後期高齢者・障がい者・運転経歴証明書所持者： 300円→150円、500円→300円
八街市（チョイソコやちまた）	基本運賃：500円 小中学生・障がい者・介護者：200円引き 未就学児（保護者同伴）：無料

1 1 決済方法

- 現金（車内でドライバーに支払）
- マルチキャッシュレス端末による決済（クレジットカード、交通系 IC、バーコード決済等）

1 2 実証運行終了後の予定

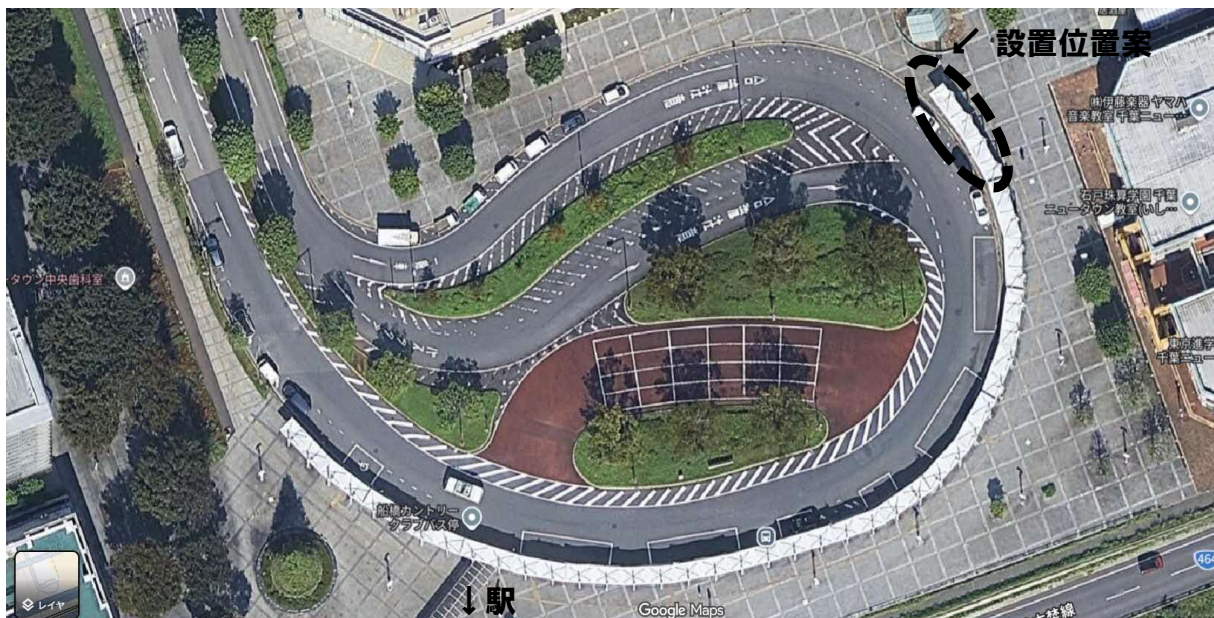
- 令和 9 年 1～2 月：実証運行結果の整理、地域公共交通活性化協議会で結果報告
- 令和 9 年度：本格運行に向けた準備（運行計画作成、運賃協議会、乗入先調整、広聴、広報、予算要求等）
- 令和 10 年度：国への許可申請、本格運行開始（6～8 月頃）
- 令和 12 年度：運行実績を踏まえ、次期地域公共交通計画期間における方針を決定

千葉ニュータウン中央駅北口乗降ポイント（85番）の設置位置について（案）

○タクシー乗り場後方（アルカサル前）に設定

※車両にはマグネット等により実証実験車両であることを表示（タクシーとの混同防止）

<位置図>



道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書

令和 8 年 7 月 13 日に開催した印西市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

営業区域は下記のア及びイとする。

ア 千葉県白井市今井、平塚、河原子、折立、富塚、中、名内、
十余一、武西、谷田、清戸、神々廻、白井、復、根及び木の一部
又は全部

イ 白井市役所（白井市復 1 1 2 3）、白井駅北口（白井市笹塚 2 丁目地内）、西白井駅南口（白井市けやき台 1 丁目地内）、白井市コミュニティバス「フォルテ白井」停留所付近（白井市根地内）及び千葉ニュータウン中央駅北口（印西市中央北 1 丁目地内）

※区域図及び停留所の一覧は別紙のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

運送の区間は下記のア及びイとする。

ア 上記 1 のアに掲げる営業区域内の相互発着

イ 上記 1 のアに掲げる営業区域内と上記 1 のイに掲げるいずれかの地点間の発着（ただし、民営路線バス等により乗り換えなしに往来できる地点間は除く。）

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

（1）適用する期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月 28 日まで

(2) 運行日

上記期間内における月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

(3) 利用可能時間

午前7時から午後7時30分まで

(4) 運行の態様

道路運送法第21条第2項による乗合旅客運送（区域運行）

(5) 使用車両

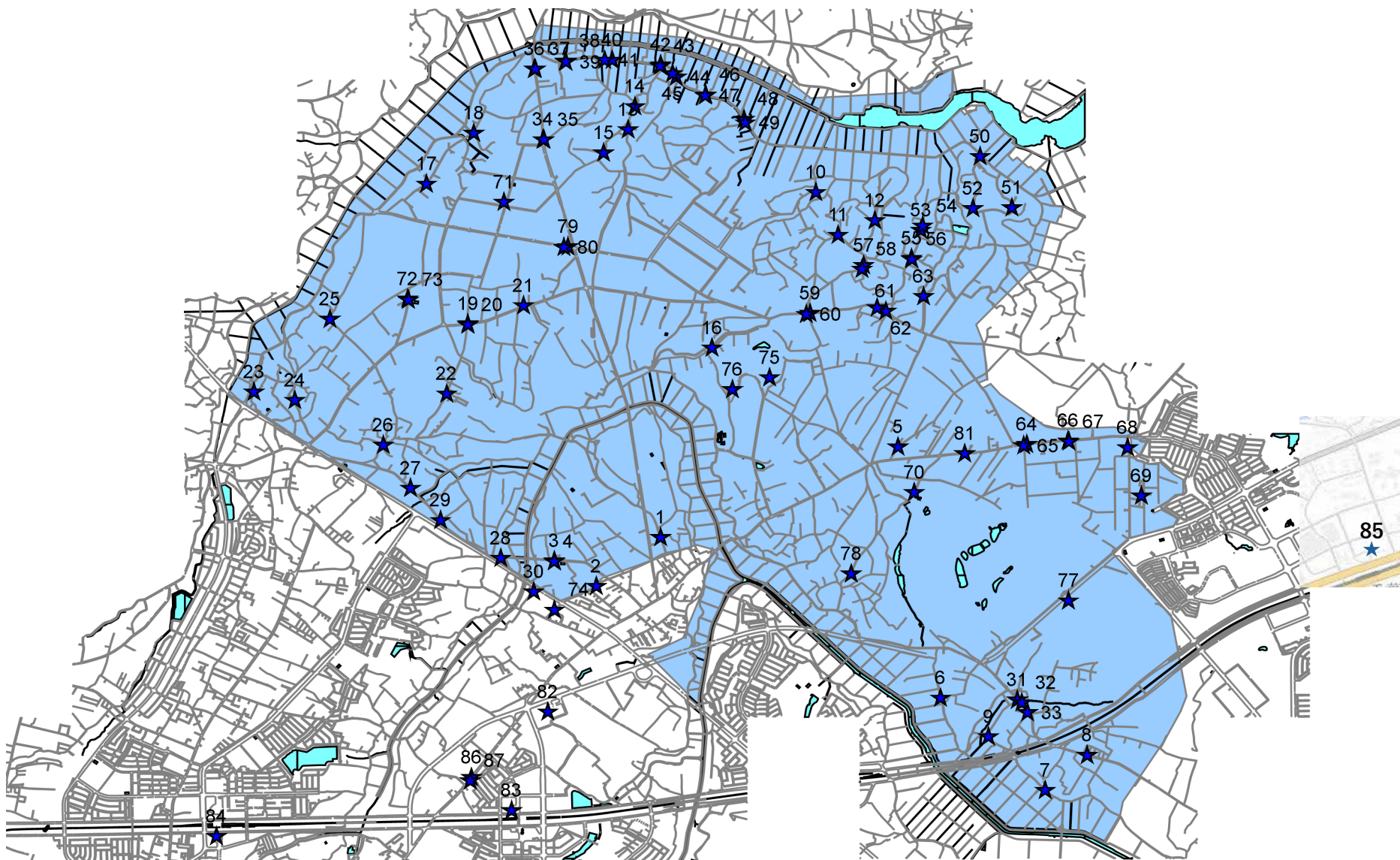
乗車定員5人のタクシー車両 常用車両2台、予備車両2台

令和8年7月13日

印西市地域公共交通会議

会長 _____

1 運行区域図



(別紙)

2 停留所一覧

<① 交通空白集落 30地点>

No.	地点名（仮称）	大字	設置区分	エリア外 往来	備考
1	白井の家前	白井		○	
2	第2ぽけっと前	根		○	
3	白井中学校校門前（南行）	根		○	
4	白井中学校校門前（北行）	根		○	
5	神々廻東	神々廻		○	
6	清戸	清戸		○	
7	谷田南	谷田		○	
8	谷田東	谷田		○	
9	谷清子供の遊び場	谷田		○	
10	小森	平塚		○	
11	榎台北	平塚		○	
12	中台北	平塚		○	
13	名内公民館	名内		○	
14	東光院	名内		○	
15	名内南	名内		○	
16	河原子東	河原子		○	
17	小名内南	中		○	
18	小名内北	名内		○	
19	中区西（東行）	中		○	
20	中区西（西行）	中		○	
21	中集会所	中		○	
22	中峠団地	中		○	
23	西輪寺	富塚		○	
24	中下団地	富塚		○	
25	大下	富塚		○	
26	折立消防小屋	折立		○	
27	ひまわりこども園	折立		○	
28	所沢薬師堂	木		○	
29	吾妻	木		○	
30	やおばあく	木		○	③にも該当

<② コミュニティバス廃止予定区間 39地点>

No.	地点名（仮称）	大字	設置区分	エリア外 往来	備考
31	谷田（北行）	谷田	廃止停留所の代替	○	
32	谷田（南行）	谷田	廃止停留所の代替	○	
33	西福寺	谷田	自由乗降区間	○	
34	マツヤ前（北行）	中	自由乗降区間	○	
35	マツヤ前（南行）	中	自由乗降区間	○	
36	名内橋南（北行）	中	廃止停留所の代替	○	
37	名内橋南（南行）	河原子	廃止停留所の代替	○	
38	今井西（東行）	中	自由乗降区間	○	
39	今井西（西行）	中	自由乗降区間	○	
40	今井青年館（東行）	今井	廃止停留所の代替	○	
41	今井青年館（西行）	今井	廃止停留所の代替	○	
42	名内入口（東行）	今井	自由乗降区間	○	
43	名内入口（西行）	今井	自由乗降区間	○	
44	今井ゲートボール場入口（東行）	今井	廃止停留所の代替	○	
45	今井ゲートボール場入口（西行）	今井	廃止停留所の代替	○	
46	塚田（東行）	今井	自由乗降区間	○	
47	塚田（西行）	今井	自由乗降区間	○	
48	今井（東行）	今井	廃止停留所の代替	○	
49	今井（西行）	今井	廃止停留所の代替	○	
50	滝田家住宅	平塚	廃止停留所の代替	○	
51	真木ノ内	平塚	廃止停留所の代替	○	
52	平塚向台	平塚	廃止停留所の代替	○	
53	延命寺（北行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
54	延命寺（南行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
55	平塚本郷集会所（北行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
56	平塚本郷集会所（南行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
57	平塚西消防小屋（北行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
58	平塚西消防小屋（南行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
59	平塚榎台（東行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
60	平塚榎台（西行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
61	茅橋台（東行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
62	茅橋台（西行）	平塚	廃止停留所の代替	○	
63	白井聖地公園	平塚	廃止停留所の代替	○	
64	十余一平塚道（東行）	十余一	廃止停留所の代替	○	
65	十余一平塚道（西行）	十余一	廃止停留所の代替	○	
66	十余一（東行）	十余一	廃止停留所の代替	○	
67	十余一（西行）	十余一	廃止停留所の代替	○	
68	清戸道ウエルシア前	十余一	廃止停留所の代替	○	現停留所名：清戸道
69	清戸道東公園	十余一	バス停間距離の短縮	○	

<③ 公共・医療福祉・商業施設等 9地点>

No.	地点名（仮称）	大字	設置区分	エリア外 往来	備考
70	特養サクラピア	神々廻	東ルート存続予定バス停から 300m外	○	
71	公民センター	中	北ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は千葉NT中央 のみ往来可（直通バス 廃止予定）
72	第二小学校（北行）	中	北ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は千葉NT中央 のみ往来可（直通バス 廃止予定）
73	第二小学校（南行）	中	北ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は千葉NT中央 のみ往来可（直通バス 廃止予定）
74	タイヨー	根	東ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は西白井駅の み往来可（直通バス無 し）
75	白井運動公園	神々廻	東ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は西白井駅の み往来可（直通バス無 し）
76	運動公園庭球場	神々廻	東ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は西白井駅の み往来可（直通バス無 し）
77	福祉センター	清戸	東ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は西白井駅の み往来可（直通バス廃 止予定）
78	菊華園	神々廻	東ルート存続予定バス停から 300m内	△	エリア外は西白井駅の み往来可（直通バス無 し）

<④ 路線バス終点 3地点>

No.	地点名（仮称）	大字	設置区分	エリア外 往来	備考
79	工業団地中（東行）	中	北ルート存続予定バス停から 300m内、京成バス千葉セント ラル白井工業団地バス停近接	△	エリア外は千葉NT中央 のみ往来可（直通バス 廃止予定）
80	工業団地中（西行）	中	北ルート存続予定バス停から 300m内、京成バス千葉セント ラル白井工業団地バス停近接	△	エリア外は千葉NT中央 のみ往来可（直通バス 廃止予定）
81	白井車庫	神々廻	京成バス千葉セントラル白井 車庫バス停近接	△	エリア外は千葉NT中 央、西白井駅、フォル テ白井のみ往来可（直 通バス無し）

＜⑤ エリア外（計画上の交通結節点） 3地点＞

No.	地点名（仮称）	大字	設置区分	エリア外 往来	備考
82	白井市役所	復		×	
83	白井駅北口	笹塚		×	
84	西白井駅南口	けやき 台		×	

＜⑥ エリア外（計画上のサブ拠点） 3地点＞

No.	地点名（仮称）	大字	設置区分	エリア外 往来	備考
85	千葉ニュータウン中央駅北口	印西市		×	
86	フォルテ白井（東行）	根		×	
87	フォルテ白井（西行）	根		×	